

牧之原市社協ケアプランセンター指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 牧之原市社会福祉協議会が開設する牧之原市社協ケアプランセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営に当たっては、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行なうことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行えるように配慮する。

2 事業の運営に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスまたは福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うと共に、地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行う。

3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。

5 事業の運営に当たっては、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い常にその改善を図る。

6 前5項のほか、「牧之原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年3月25日牧之原市条例第10号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称：牧之原市社協ケアプランセンター

(2) 所在地：牧之原市静波 479 番地 2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名(常勤職員・主任介護支援専門員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。自らも指定介護予防支援の提供に当たる。

(2) 介護支援専門員 4 名以上

利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人や家族の意向を基に、介護予防サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。)
- (2) 営業時間は、午前8時15分から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 第3条に定める事業所内で来所・電話による相談を受ける他、利用者や家族等の居宅・事業所に出向いて相談を受ける。

2 課題分析の実施

- (1) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- (2) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

3 介護予防サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。介護予防サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるように努める。

4 サービス担当者会議等の実施

介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービスの実施に当たり、介護予防サービス計画の新規作成及びその変更や更新、区分変更申請を受けた場合などにはサービス担当者会議を開催し、担当者より専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 介護予防サービス計画の確定

介護支援専門員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定介護予防支援の利用料等)

第7条 指定介護予防支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

事業を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領の場合は利用者から利用料の支払いは受けないものとする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、牧之原市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業所は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年に1回以上実施する。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護支援専門員は訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 13 条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を年に 1 回以上に開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回以上実施するものとする。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(6) その他虐待防止のために必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、事業所介護支援専門員又は養護者（利用者の家族 等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に 1 回以上実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修年 12 回

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、介護予防サービス・支援計画の完了の日から5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、牧之原市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は令和7年7月15日から施行する。